

## 1. 投稿論文の分野

投稿論文の内容は、情報科教育に関するカリキュラム、普通教育および専門教育の内容、教育方法、教育システム、学習支援、教育評価、比較教育に関する研究を纏めるなど、情報科教育に関連する領域に含まれるものとする。

## 2. 投稿論文の種別

投稿論文は、「研究論文」と「寄稿論文」の2つに大別する。「研究論文」は、「原著論文」、「実践論文」、「レター」、「実践速報」、「資料」の5つに区分する。「寄稿論文」は、「招待論文」と「高校現場からの声」の2つに区分する。論文掲載の可否および論文の種別は、学会誌編集委員会で適宜審議し、学会誌編集幹事会で決定する。

### (1) 研究論文

#### (1)-a. 原著論文

情報科に関連した理論や方法論等について独自の視点でまとめたものであり、十分な新規性、有用性、信頼性が認められ、かつ、情報科教育の発展に寄与するもの。

#### (1)-b. 実践論文

情報科に関連した教育実践の結果や開発した教材をまとめたものであり、十分な新規性、有用性、信頼性が認められ、かつ、情報科教育の発展に寄与するもの。

#### (1)-c. レター

情報科に関連した理論や方法論等について独自の視点でまとめたものであり、一定以上の新規性、有用性、信頼性が認められ、かつ、情報科教育の発展に寄与するもの。

#### (1)-d. 実践速報

情報科に関連した教育実践の結果や開発した教材をまとめたものであり、一定以上の新規性、有用性、信頼性が認められ、速報性が高く、情報科教育の発展に寄与するもの。

#### (1)-e. 資料

情報科に関連した既存の研究論文や資料、文献などを整理したものであり、情報科教育の発展に寄与するもの。

### (2) 寄稿論文

#### (2)-a. 招待論文

情報科の現状や動向、将来の見通しなどについて順序立ててわかりやすくまとめたもの。

#### (2)-b. 高校現場からの声

教科「情報」の授業実践例や教材の工夫といった現場の先生が即実践できるものや、教科「情報」へ期待することや授業奮闘記といった会員同士の意見交換の場となるようなもの。

## 3. 研究論文投稿の条件

(1) 著者のうち1名は会員であること。非会員も著者になることができるが、編集委員会との連絡は会員が行うこと。

(2) 投稿論文は、本学会が主催する研究発表会あるいは全国大会等で発表した論文をまとめ直したものであることが望ましい。

(3) 他学会の論文誌へ投稿し、査読途中である原稿を投稿することは認められない。また、本学会、他学会を問わず、過去に論文として掲載されたことのある原稿を投稿することはできない。

(4) 他者の著作権や人権を侵害する内容や、違法

な内容を含む研究論文は投稿できない。また、論文の執筆に際しては、個人、集団、組織等の名誉を侵害しないようにすること、プライバシーや個人情報の取り扱いに充分注意を払うことが求められる。

細則を設ける。

#### 4. 論文等の著作権

本学会誌に掲載する論文等の著作権は、本学会に帰属する。ただし、論文の著者が研究や教育的目的でその論文原稿を使用する場合は、学会はその使用を許諾する。

#### 5. 研究論文の原稿の取り扱い

- (1) 研究論文については、査読者および学会誌編集委員会の審査に基づき、学会誌編集幹事会が採録（条件付採録を含む）あるいは返戻を決定して、著者に判定結果を通知する。
- (2) 採録が決定した場合、著者に学会誌への論文掲載に必要な電子データの提出を求める。
- (3) 採録が決定した場合、著者は学会に対して所定の論文掲載料を支払う。掲載ページ数は、原著論文および実践論文および資料は原則として 10 ページ、レターおよび実践速報は原則として 6 ページを上限とするが、これを越える場合においても、学会誌編集幹事会の議を経て超過を認める場合がある。
- (4) 掲載料は、6 ページまでは一律 2 万円とし、7 ページ目以降は、1 ページ当たり 5,000 円の追加料金を徴収する。ただし、本学会から執筆を依頼した寄稿論文の場合は、著者から論文掲載料を徴収しない。
- (5) 掲載論文の別刷りは作成しない。

付則 1 この規程は、第 16 号より適用する。

付則 2 原稿執筆要領など詳細については、別途